○学校規模の適正化に関する検討を開始する基準

1 学校規模の標準(12学級から18学級)を下回る場合の目安

(1) 小学校

①『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』

【1~5 学級】 複式学級が存在する規模	一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等 により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討 する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情が ある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策 や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に 検討・実施する必要がある。
【6 学級】 クラス替えができない規模	児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に 複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により 適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必 要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場 合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規 模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実 施する必要がある。
【7~8 学級】 全学年ではクラス替えがで きない規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。
【9~11 学級】 半分以上の学年でクラス替 えができる規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、 <u>児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討する必要</u> がある。

②桐生市のこれまでの考え方

:『桐生市市立小学校の小規模校化に係る適正規模・適正配置についての方針』

基本方針: 当該小学校の歴史的、地理的、地形的要件や地域コミュニティなどを 考慮した地域特性を踏まえ、地域と十分調整を図り、地域住民の理解 と協力を得ながら、近隣校との統合や学区の変更などを検討する。

地域特性:市町村の合併といった経緯や地理地形面、さらには通学時間・通学距離などの様々な条件を考慮

離などの様々な条件を考慮 		
東小・西小・南小・北小・昭和小地区	○各学校間の距離が比較的短いため、統合や学区の変更は可能である。○各小学校の学級数が6学級(1学年1学級)になった時、 適正配置を検討する。	
境野小地区 梅田南小地区 広沢小地区 菱小地区	○地域特性として、各地域内に1校は小学校を残したい。○各小学校において複式学級での学級編制が見込まれる状況になった時、適正配置を検討する。	
桜木小・神明小地区 相生小・天沼小地区	○地域特性として、各地域内に1校は小学校を残したい。○地区内に2校の小学校があるため、各小学校の学級数が6学級(1学年1学級)になった時、適正配置を検討する。	
川内南小・ 川内北小地区	 ○地域特性として、各地域内に1校は小学校を残したい。 ○地区内に2校の小学校があるため、各小学校の学級数が6学級(1学年1学級)になった時、適正配置を検討する。 ○地理地形的な面から通学距離を考慮しなければならないが、スクールバスなど通学手段を確保すれば、適正配置を検討することが可能である。 	
新里中央小· 新里東小· 新里北小地区	○地域特性として、桐生市と合併した地区であり、また、 地理地形的な面から通学距離を考慮しなければならない 地区である。○各小学校において複式学級での学級編制が見込まれる状 況になった時、適正配置を検討する。	
黒保根小地区	○地域特性として、桐生市と合併した地区であり、また、地区内には小学校が1校しかない。○全学年1学級ではあるが、地理地形面や通学距離から判断すれば、適正配置は困難である。	

(2)中学校

①『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』

【1~2 学級】 複式学級が存在する規模	一般に教育上の課題が極めて大きいため、 <u>学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要</u> がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。
【3 学級】 クラス替えができない規模	生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。
【4~5 学級】 全学年ではクラス替えがで きる学年が少ない規模	学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。
【6~8 学級】 全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が 十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、 生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検 討することが必要である。
【9~11 学級】 全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模	教育上の課題が生じているかを確認した上で、 <u>生徒数</u> 予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討する ことが必要である。

②桐生市のこれまでの考え方

:『桐生市立中学校の適正規模・適正配置実施計画』

基本的な考え方:

- ○原則として、<u>1 学年単学級の解消</u>を図る。
- ○現行中学校通学区域(学校区)の統合を基本とする。
- ○既存の施設を使用する。

附則

境野中学校	○当分の間、1 学年 3 学級を維持できることから、 <u>本計画の</u> <u>対象外</u> とする。
梅田中学校	○地理的理由等により、統合による単学級の解消が現時点では困難であるが、 <u>小規模校化による諸問題について、引き続き検討</u> する。
黒保根中学校	○平成 17 年 6 月 13 日の市町村合併により、桐生市立中学校 になったため、本計画の対象外とする。

2 学校規模の適正化に関する検討体制について

(1) 『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』

地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合の適否の判断は、 行政が一方的に進めるものではなく、関係者の理解と協力を得て行わなければなりません。そのためには、保護者や地域住民と危機意識や課題認識、将来ビジョンを共有するプロセスが重要となります。

特に、統合によって全く新しい学校づくりを行うような場合は、保護者や地域 住民が新しい学校に何を望むのか、十分な対話を経て新しい学校の教育目標やカ リキュラム編成の基本方針づくりを行うなど、地域と学校が両輪となって学校づ くりのプロセスに取り組めるようにすることが必要となります。

(2) 桐生市のこれまでの取組

- :『桐生市市立小学校の小規模校化に係る適正規模・適正配置についての方針』
- :『桐生市立中学校の適正規模・適正配置実施計画』

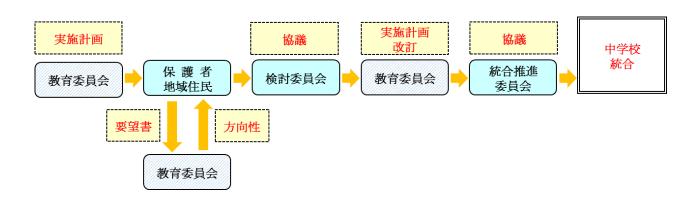
①検討・推進組織

小学校	・適正配置の検討には、地区住民の理解と協力が不可欠であるため、小学校や中学校のPTA会長をはじめ、地区住民の代表者などで構成する「検討委員会」を設置。 ・「検討委員会」での検討結果を踏まえ、実施計画を作成。
中学校	 ・適正配置を推進するため、統合地区に地区名を冠する「中学校 統合推進委員会」を設置。 ・委員は、同地域から、行政協力委員、PTA、学校及び有識者 等から若干名を選出し、教育長が委嘱。 ・「中学校統合推進委員会」の目的は、校名、校歌、校章などの 選定、学区や通学路についての検討、施設整備等、統合に伴う 諸課題について検討し、統合を円滑に推進すること。

○小学校



○中学校



②統合•再編経過年数

○小学校

平成 19 年 9 月 『桐生市市立小学校の小規模校化に係る適正規模・適正配置 についての方針』を決定

	川内南小・川内北小	西小・南小・昭和小地区
適正配置検討委員会を開催	平成 19 年 10 月 ~平成 20 年 3 月〔5 回〕	平成 19 年 11 月 ~平成 20 年 10 月〔10 回〕
『適正配置実施計画』を作成	平成 20 年 11 月	平成 21 年 12 月
適正配置推進委員会を開催	平成 20 年 12 月 ~平成 22 年 2 月 [6 回]	平成 22 年 5 月 ~平成 25 年 3 月〔15 回〕
統合・再編	平成 22 年 4 月 統合	平成 25 年 3 月 再編
基本方針決定から 統合・再編までの経過年数	2年7か月	5年6か月

○中学校

平成 17 年 1 月 『桐生市立中学校の適正規模・適正配置実施計画』を作成 平成 17 年 5 月 『適正規模・適正配置の方向性』を提示

	西中・南中・昭和中	東中・菱中・北中	
統合推進委員会を開催	平成 17 年 10 月 ~平成 18 年 5 月 [5回]	平成 17 年 10 月 ~平成 18 年 3 月 [6 回]	
『桐生市立中学校の適正規模・適正配置実施計画』を改定(平成 18 年 6 月)			
統合推進委員会を開催	平成 18 年 7 月 ~平成 20 年 2 月 [8 回]	平成 18 年 7 月 ~平成 21 年 2 月〔10 回〕	
統合	平成 20 年 4 月 中央中	平成 21 年 4 月 清流中	
基本計画作成から 統合までの経過年数	3年3か月	4年3か月	